

令和6年10月11日

(県指定) 一般県道長崎式見港線 長崎市尾上町～幸町
(長崎市指定) 市道八千代町宝町1号線 長崎市八千代町～茂里町
市道宝町茂里町1号線 長崎市宝町～茂里町
区間における歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)の指定について

賑わいのある道路空間創出のため一般県道長崎式見港線長崎市尾上町～幸町、市道八千代町宝町1号線長崎市八千代町～茂里町及び、市道宝町茂里町1号線長崎市宝町～茂里町区間において、歩行者利便増進道路(ほこみち)を令和6年10月14日に指定します。今後も地域の賑わい創出に向けた取り組みを進めてまいります。

○国土交通省により、道路法の一部を改正する法律(令和2年5月27日公布、11月25日施行)により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路(ほこみち)制度が創設され、今回の指定が国道34号に次ぐ県内2例目。

○今回、一般県道長崎式見港線、市道八千代町宝町1号線及び市道宝町茂里町1号線において歩行者利便増進道路の指定を行いました。ほこみちに指定された道路では、賑わい創出、地域活性化に資する、道路の魅力的な活用を実施していきます。

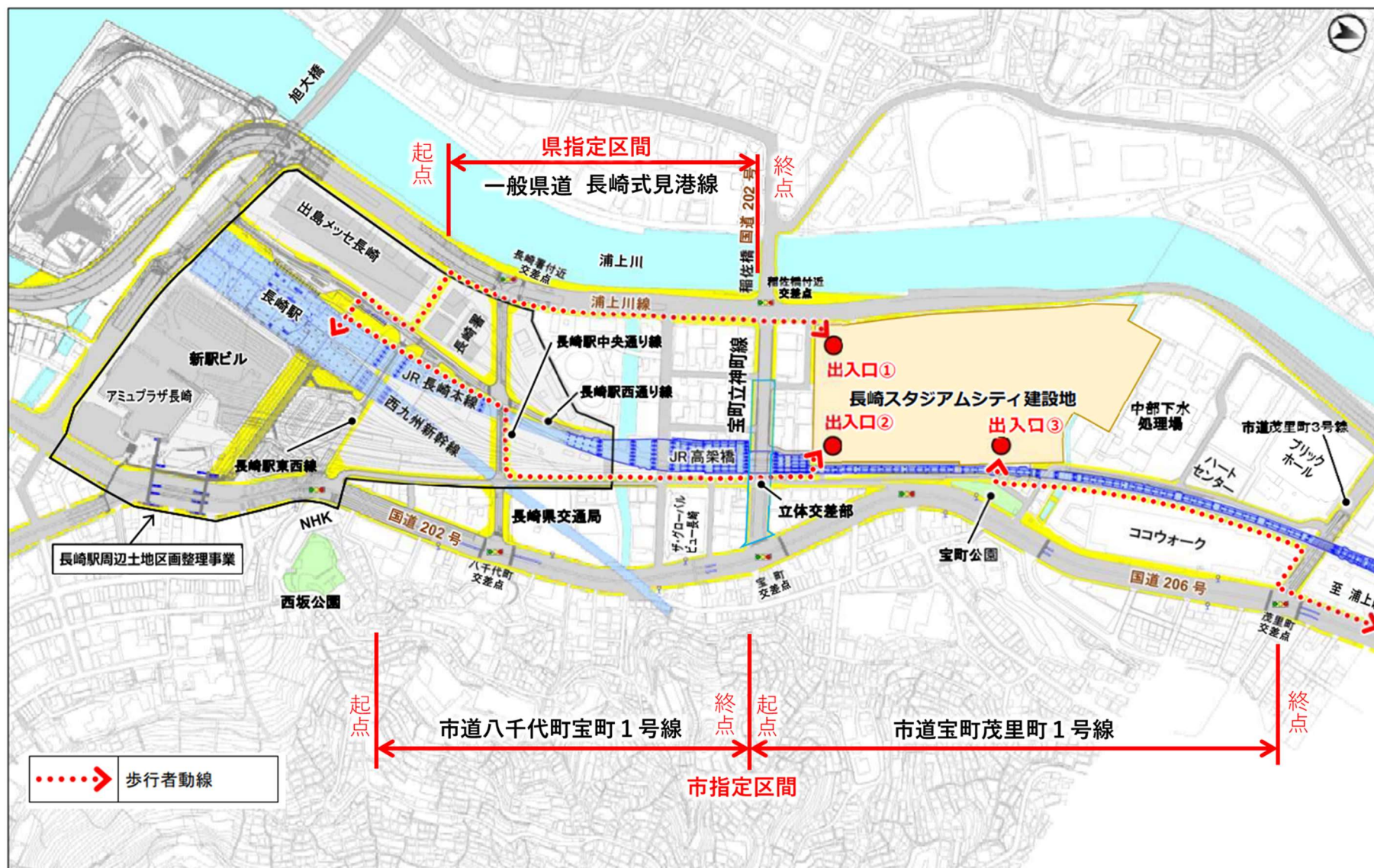
<ほこみち指定箇所>

一般県道長崎式見港線 長崎市尾上町～幸町
市道八千代町宝町1号線 長崎市八千代町～茂里町
市道宝町茂里町1号線 長崎市宝町～茂里町

【問合せ先】

長崎県土木部道路維持課 松永 松村(直通) 095-825-0504
都市政策課 坂本 松本(直通) 095-894-3035
長崎市土木部土木企画課 大古 川並(直通) 095-829-1415

●ほこみち指定区間



地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

ほこみち（歩行者利便増進道路）

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布） 11.25施行】

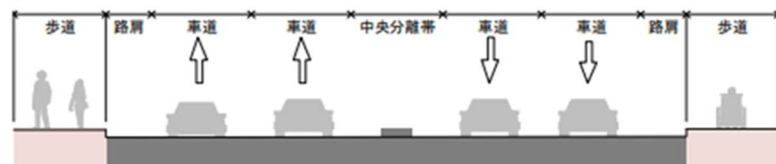
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

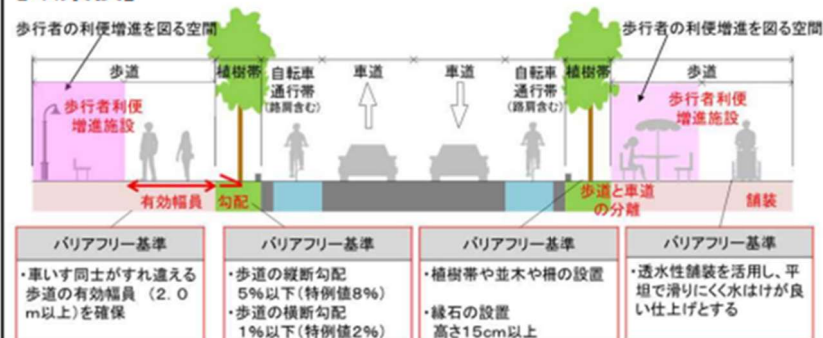
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



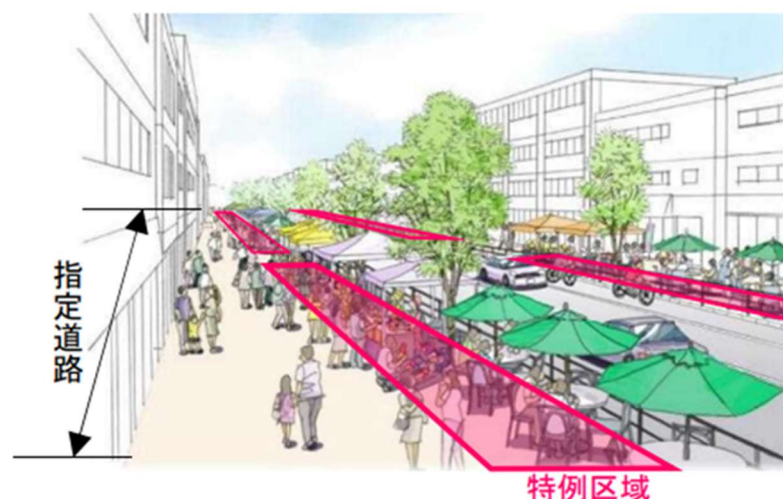
車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ 特例区域では、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



ほこみち制度 全体の流れ

